

令和7年9月17日

公 告

防衛省陸上自衛隊
和歌山駐屯地
第304水際障害中隊長

令和8年度陸上自衛隊和歌山駐屯地における展示即売店の設置及び経営業者の募集について

和歌山県日高郡美浜町和田1138番地に所在する陸上自衛隊和歌山駐屯地において、展示即売店を設置し、経営を行う業者について、次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 業者説明会に参加すること。
ただし、令和6年度、和歌山駐屯地において展示即売店を設置し、経営している者については、本説明会への参加を免除する。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び（4）から（7）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

2 設置場所の所在地

和歌山県日高郡美浜町和田1138
陸上自衛隊和歌山駐屯地

3 設置期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 設置方法

国有財産法（昭和23年6月30日号外法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可による。

5 募集業種

ア 業種 不問(食品販売、物品販売、各種サービス(クリーニング、ヘルスケア等))

イ 店舗数 不問

ウ ふさわしくない業種(不動産経営等、公務員の兼業兼職に抵触する業種)

6 設置場所及び区画

(1) 屋 内

生活隊舎1階正面玄関ホール及び自主運営室

(2) 屋 外

本部庁舎前中庭内

7 募集要項等の配布

(1) 期 間

令和7年10月1日(水)午前9時から令和7年11月5日(水)

12時まで(ただし、土、日及び祝日を除く。)

(2) 場 所

下記問合せ先に同じ

8 業者説明会

(1) 日 時

令和7年11月26日(水)午後14時30分から

(2) 場 所

陸上自衛隊和歌山駐屯地内 生活隊舎1階「自主運営室」

(3) 注意事項

ア 応募を予定する業者の方は、必ず本説明会に参加して下さい。本説明会に参加されない業者の方は応募できません。

ただし、令和6年度、和歌山駐屯地において展示即売店を設置し、経営している業者については、本説明会への参加を省略することができる。

イ 説明会に参加を希望される業者の方は、令和7年11月19日(水)午後4時(ただし、土、日及び祝日を除く。)までに、①会社名 ②参加者氏名(1社2名以内) ③連絡先・電話番号 ④車で来隊される方は車種・車番を、下記問合せ先までFAX等により通知してください。

ウ 募集要項及び仕様書を携行してください。

9 その他

細部内容は、募集要項による。

10 問合せ先

〒644-0044

和歌山県日高郡美浜町和田1138

陸上自衛隊和歌山駐屯地 厚生

電話 0738-22-2501 内線276(土・日・祝除く)

FAX 0738-22-2502(自動) 担当 厚生 山田

「和歌山駐屯地における展示即売店の設置及び経営」仕様書

陸上自衛隊和歌山駐屯地

仕様書（その1）

- 1 業務件名
陸上自衛隊和歌山駐屯地における展示即売店の設置及び経営
- 2 業務内容
展示即売店の設置及び経営の業務
- 3 相手方の決定
本業務を行う者については、陸上自衛隊和歌山駐屯地第304水際障害中隊長（以下、「甲」という。）が決定する。
- 4 国有財産の使用許可
 - (1) 本業務を行う者は、展示即売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
 - (2) 国有財産の使用許可は、近畿中部防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。
 - (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 国が許可財産を使用するとき。
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
 - (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で許可財産を原状に回復し返還すること。
ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。
- 5 丙の資格
丙は、以下の条件を満たしていること。
 - (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
 - (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
 - (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
 - (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。
 - (5) 暴力団及び暴力団員でないこと、また暴力団と関係しないこと。
- 6 国有財産使用料
丙は、乙に展示即売店設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。
1平方メートルあたりの国有財産使用料の最終的な金額は使用許可する時点で決定する。
なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を納入すること。
- 7 使用許可期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日の間のうち甲と丙が協議して決定す

る日とする。

8 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

9 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

10 管理責任

(1) 丙は、自らの責任において展示即売店を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

(2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

11 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を及び新型コロナウイルスによる感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。

また丙は、上記感染症の感染対策として、マスク（フェイスシールド等含む。）を着用するとともに、手指用消毒剤等を設置するものとする。

12 情報保全の遵守

(1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

(2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

14 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務の解除しようとするときは、解除しようとする1ヶ月前までに甲等に通知し、甲等の指示に従い解除することができる。

15 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 展示即売店の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。
また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (4) 丙は、利用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (5) 販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (6) 丙は、営業許可が必要な商品を取り扱う場合は、営業許可を取得した後、当該商品を販売すること。
- (7) 丙は、商品の瑕疵等について利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は即時に対応すること。
- (8) 丙は、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (9) 丙は、本業務に係る書類、その他担当職員の指示する書類を速やかに提出しなければならない。
- (10) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議する。

16 その他

仕様の細部は、仕様書（その2）のとおり

仕様書（その2）

- 1 募集業種
 - ア 業種 不問(食品販売、物品販売、各種サービス(クリーニング、ヘルスケア等))
 - イ 店舗数 不問
 - ウ ふさわしくない業種(不動産経営等、公務員の兼業兼職に抵触する業種)

- 2 国有財産使用料（参考金額であり最終決定金額は乙が行う。）
 - (1) 屋内日額 5.61円/m²（令和7年度 税込み）
 - (2) 屋外日額 1.07円/m²（令和7年度）※ 光熱水料は、別途徴収する。
ただし軽微なものについては、甲との調整による。

- 3 営業日及び営業時間
 - (1) 営業日
令和8年4月1日から令和9年3月31日の間のうち、甲と丙が協議して決定する。
なお、施設等の状況により変更もあり得る。
 - (2) 営業時間
原則として午前11時～午後6時までとし、それ以外は別途協議する。

- 4 その他
 - (1) 隊員等のニーズに合った商品を低価格で提供するように努めること。
 - (2) 緊急時等には、使用許可物件を国（自衛隊）が使用する場合がある。
 - (3) 駐屯地内での販売に相応しくないと判断した商品の販売は認めない。
 - (4) 新型コロナウイルス、インフルエンザ等の感染状況により営業を中止する場合がある。

「和歌山駐屯地における展示即売店の設置及び経営」募集要項

陸上自衛隊和歌山駐屯地

募集要項

1 概要

和歌山県日高郡美浜町和田 1 1 3 8 番地に所在する陸上自衛隊和歌山駐屯地において、駐屯地隊員等の利便性を確保するため、展示即売店の設置及び経営に関する業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等している者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び（3）から（6）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 設置施設の所在地及び名称

和歌山県日高郡美浜町和田 1 1 3 8 番地
陸上自衛隊和歌山駐屯地

4 設置期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間のうち、許可された日

5 設置条件

- (1) 設置方法
国有財産法（昭和 2 3 年法律第 7 3 号）第 1 8 条第 6 項に基づく行政財産の使用許可
- (2) 設置場所及び区画
ア 屋 外
本部庁舎前中庭内（5 m×2 の 1 0 m²（基準））
イ 屋 内
生活隊舎 1 階（5 m×2 の 1 0 m²（基準））
- (3) その他
別添仕様書のとおり

6 業者説明会

- (1) 日 時
令和7年11月26日(水) 午後14時30分から
- (2) 場 所
陸上自衛隊和歌山駐屯地内 生活隊舎1階「自主運営室」
- (3) 携行品
募集要項及び仕様書
- (4) 注意事項
 - ア 説明会に参加しない業者は公募に参加できない。ただし、継続希望者は除く。
 - イ 参加希望者(各業者2名以内)は、令和7年11月19日(水)午後16時(期日・時間厳守 なお、土日・祝日を除く。)までに、会社等名称、参加者氏名、連絡先・電話番号及び当日使用する車種・車番を下記の連絡先にFAXすること。(様式任意)
 - ウ 連絡先

電 話	0738-22-2501	内線	276	(土日・祝日を除く)
FAX	0738-22-2501	(土日・祝日・17時以降除く)		
担当者	陸上自衛隊和歌山駐屯地 第304水際障害中隊厚生			

7 応募手続き等

設置及び経営を希望する者は、以下のとおり提出すること。

- (1) 申請書等の提出
 - ア 提出書類
 - (ア) 申請書1部(別紙第1)
 - (イ) 企画提案書5部(別紙第2)
 - ※ 次の事項について、必ず記載または資料を添付すること。記載されていない場合、失格とする場合がある。
 - a 主な販売予定商品・販売価格表(別紙第3)
 - b 従業員管理(身元管理、健康管理等)及び人員配置
 - c 環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
 - d 衛生管理方法(各種感染症感染防止対策を含める。)
 - e クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
 - f 陸上自衛隊和歌山駐屯地における営業方針
 - g 会社概要
 - h その他のアピールポイント
 - i 設置場所・出店希望日表(別紙第4)
 - (ウ) 企画提案書付属書類 5部
販売予定商品のカタログ等
 - (エ) その他関係書類各1部
公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。(関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とし、提出された書類は返納しない。)
 - a 業務確約書(別紙第5)
 - b 戸籍抄本(法人である業者にあつては、商業・法人登記簿謄本)
 - c 営業経歴書、財務諸表(直近のもの)

- d 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
 - e 会社概要（任意様式、パンフレット可）
 - f 印鑑証明書
 - g 都道府県知事等の発行した営業許可書等の写し（許可を必要とする業種のみ。）
 - h 誓約書1部（別紙第6）
 - i 役員名簿1部（別紙第7）
- （注） 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しを、b、c及びdに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

〒644-0044

和歌山県日高郡美浜町和田1138番地

陸上自衛隊和歌山駐屯地第304水際障害中隊厚生係

ウ 提出期限等

令和7年11月19日（水）午後16時必着（郵送又は持参）

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出書類等が募集要項に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

提案書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

8 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。

9 選考結果の通知

(1) 日 時

令和7年12月3日（水） 通知

(2) 要 領

電話又はFAXにより連絡する。

(3) その他

出店日等の要望が重複した場合は、別途調整する。

10 業者決定後の提出書類

展示即売店の設置及び経営の業者として決定された者は、以下のとおり、書類を提出すること。

(1) 提出書類

国有財産使用許可申請書1部（別途配布）

(2) 提出先

申請書等に同じ

(3) 提出期限

令和7年12月11日（木）午後16時必着（郵送又は持参）

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊和歌山駐屯地
第304水際障害中隊長 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人 ・ 個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

和歌山県日高郡美浜町和田1138番地に所在する陸上自衛隊和歌山駐屯地において、展示即売店を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

企画提案書

会 社 名 :

ア 主な販売予定商品・販売価格表（別紙第3）
イ 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置（200字以内）
ウ 環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法（200字以内）
エ 衛生管理方法（200字以内）
オ クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処法（200字以内）

※ 様式変更可

カ 和歌山駐屯地における営業方針（200字以内）

キ 会社概要

（1） 本社所在地

（2） 設立年月日

（3） 資本金

（4） 社員数

（5） 店舗数

（6） 売上高

ク その他のアピールポイント（200字以内）

設置場所・出店希望日表

設置場所	出店希望日	
生活隊舎1階 (屋内)	4月	
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	
	1月	
	2月	
	3月	
本部庁舎前 中庭内 (屋外)	4月	
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	
	1月	
	2月	
	3月	

業務確約書

令和 年 月 日

陸上自衛隊和歌山駐屯地
第304水際障害中隊長 殿

「陸上自衛隊和歌山駐屯地における展示即売店の設置及び経営の業務」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを誓います。

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

法人・個人の別
担当者氏名：
電 話：
F A X：

法人 ・ 個人

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙7により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件(使用許可物件)を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件(使用許可物件)を使用するに当たって、暴力団又は、暴力団員、社会運動標ぼうゴロ(※1)、政治活動標ぼうゴロ(※2)、その他の暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文面を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

陸上自衛隊和歌山駐屯地
第304水際障害中隊長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

印

